

平成十四年法律第二十二号

目次	<p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 都市再生本部（第三条・第十三条）</p> <p>第三章 都市再生基本方針（第十四条）</p> <p>第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置</p>
第一節 地域整備方針等	<p>第一款 地域整備方針等（第十五条—第十九条）</p>
第二節 整備計画の作成等	<p>第一款 整備計画の作成等（第十九条の二—第十九条の十二）</p>
第三節 都市再生駐車施設配置計画の作成等	<p>第一款 都市再生駐車施設配置計画の作成等（第十九条の十三—第十九条の十四）</p>
第四節 都市再生安全確保計画の作成等	<p>第一款 都市再生安全確保計画の作成等（第十九条の十五—第十九条の二十）</p>
第五節 民間都市再生事業計画の認定等	<p>第一款 民間都市再生事業計画の認定等（第二十条—第三十五条）</p>
第六節 都市計画等の特例	
第一款 都市再生特別地区等	<p>第一款 都市再生特別地区等（第三十六条—第三十六条の五）</p>
第二款 都市計画の決定等の提案	<p>第一款 都市計画の決定等の提案（第三十七条—第四十一条）</p>
第三款 都市再生事業等に係る認可等の特例	<p>第一款 都市再生事業等に係る認可等の特例（第四十二条—第四十五条）</p>
第七節 都市再生歩行者経路協定	<p>第一款 都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二—第四十五条の十二）</p>
第八節 都市再生安全確保施設に関する協定	<p>第一款 退避経路協定（第四十五条の十—三）</p>
第一款 退避施設協定	<p>第一款 退避施設協定（第四十五条の十—四）</p>
第三款 管理協定	<p>第一款 管理協定（第四十五条の十五—第四十五条の二十一）</p>
第四款 非常用電気等供給施設協定	<p>第一款 非常用電気等供給施設協定（第四十五条の二十二—四十六条の八）</p>
第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置	<p>第一節 交付金（第四十七条—第五十条）</p>
第三節 都市計画等の特例等	<p>第一款 都市計画の決定等に係る権限の移譲等（第五十一条—第五十三条）</p>
第二款 都市計画の決定等の要請及び披	<p>第二款 都市計画の決定等の要請及び披（第五十四条—第五十七条の二）</p>

第三款 都市公園法の特例等（第六十二条の二—第六十二条の七）

第五款 道路整備に係る権限の移譲等（第五十八条—第六十一条）

第六款 都市再生推進法人を経由した道路又は都市公園の占用等の許可の申請手続（第六十二条の八）

第七款 駐車場法の特例等（第六十二条の九—第六十二条の十二）

第八款 普通財産の活用（第六十二条の十三）

第九款 景観計画の策定等の提案（第六十二条の十四）

第十款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の十五）

第四節 民間都市再生整備事業計画の認定等（第六十三条—第七十二条）

第五節 都市再生整備歩行者経路協定（第七十三条）

第六節 都市利便増進協定（第七十四条—第八十条の二）

第七節 低未利用土地利用促進協定（第八十一条の三—第八十条の九）

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節 立地適正化計画の作成等（第八十一一条—第八十五条）

第二節 居住誘導区域に係る特別の措置

第一款 都市計画の決定等の提案（第八十六条—第八十七条）

第一款の二 土地区画整理法の特例（第七条の二）

第一款の三 建築等の届出等（第八十八条）

第二款 建築等の届出等（第八十九条）

第三款 居住調整地域等（第九十条—第九十四条）

第四款 居住環境向上用途誘導地区（第十四条の二）

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第一款 民間誘導施設等整備事業計画の認定等（第九十五条—第一百四条）

第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなつていいことに鑑み、これらの情勢の変化に對応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付並びに立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もつて社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第一款の二 都市再開発法の特例（第一百四十二条）

第二款 土地区画整理法の特例（第一百五十五条）
　　（第一百五十五条の四）

第三款 駐車場法の特例等（第一百六条、第七百七十三条）

第四款 建築等の届出等（第一百八条）

第五款 休廃止の届出等（第一百八条の二）

第六款 特定用途誘導地区（第一百九条）

第三節の二 都市計画法の特例（第一百九条の二・第一百九条の三）

第四節 立地誘導促進施設協定（第一百九条の四一、第一百九条の六）

第四節の二 居住誘導区域等権利設定等促進計画等（第一百九条の七、第一百九条の十三）

第五節 低未利用土地権利設定等促進計画等（第一百九条の十四、第一百九条の二十二、二十三条）

第六節 跡地等管理等協定等（第一百十条、第一百十六条）

第七章 市町村都市再生協議会（第一百十七条）

第八章 都市再生推進法人（第一百十八条、第一百二十九条、第一百三十二条）

第九章 雜則（第一百二十四条、第一百二十八条）

第十章 罰則（第一百二十九条、第一百三十一条）

附則

(所掌事務)

第三条 都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、都市再生本部（以下「本部」という。）を置く。

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

一 第十四条第一項に規定する都市再生基本方針（次号及び次条第一項において単に「都市再生基本方針」という。）の案の作成に関すること。

二 都市再生基本方針の実施を推進すること。

三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の制定及び改廃の立案すること。

四 都市再生緊急整備地域ごとに、第十五条第一項に規定する地域整備方針を作成し、及びその実施を推進すること。

第二条 この法律において「都市開発事業」とは、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものをいう。

3 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

4 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

5 この法律において「都市の国際競争力の強化」とは、都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の居住環境を向上させることをいう。

- (都市再生緊急整備地域を指定する政令等の制定改廃の立案) 前各号に掲げるもののほか、都市の再生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第五条 地方公共団体は、その区域内に都市再生基本方針に定められた第十四条第二項第三号の基準に適合し、又は適合しなくなった地域があると認めるときは、都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について、本部に対し、その旨の申出をすることができる。

2 本部は、都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。(組織)

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長及び都市再生本部員をもつて組織する。
(都市再生本部長)

第七条 本部の長は、都市再生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(都市再生副本部長)

第八条 本部に、都市再生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(都市再生副本部員)

第九条 本部に、都市再生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要なと認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をも

つて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十一條 本部に関する事務は、内閣府において処理する。
(主任の大臣)

第十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 都市再生基本方針

第十四条 内閣総理大臣は、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針（以下「都市再生基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市の再生の意義及び目標に関する事項

二 都市の再生のために政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

四 第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項

五 第八十二条第一項に規定する立地適正化計画の作成に関する基本的な事項

3 都市再生基本方針は、我が国の活力の源泉である都市が、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に的確に対応し、その魅力と国際競争力を高め、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準は、特定都市

- 再生緊急整備地域として、国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域が指定されるものとなるよう定めなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、都市再生基本方針を公表しなければならない。

第一項及び前項の規定は、都市再生基本方針の変更について準用する。

第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置

第一節 地域整備方針等

(地域整備方針)

第十五条 本部は、都市再生緊急整備地域ごとに、都市再生基本方針に即して、当該都市再生緊急整備地域の整備に関する方針（以下「地域整備方針」という。）を定めなければならぬ。

地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生緊急整備地域の整備の目標（特定都市再生緊急整備地域において都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項）
二 都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設その他の公益的施設（以下「公共公益施設」という。）の整備及び管理に関する基本的な事項
三 都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設その他の公益的施設（以下「公共公益施設」という。）の整備及び管理に関する基本的な事項
四 前三号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備地城における緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関する必要な事項

地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針（当該特定都市再生緊急整備地域に係る部分に限る。）は、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動の拠点となるにふさわしい市街地の形成を実現することができるものとなるよう定めなければならない。

関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、本部に対し、地域整備方針の案の内容とるべき事項を申し出ることができる。

6 本部は、地域整備方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽き、その意見を尊重しなければならない。本部は、地域整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

8 ③ 前三項の規定は、地域整備方針の変更について準用する。

(都市開発事業についての配慮)

第十六条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、市町村再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該都市開発事業が円滑かつ迅速に実行されるよう、適切な配慮をするものとする。

(公共公益施設の整備)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備の促進に努めるものとする。

(市街地の整備のために必要な施策の推進)

第十八条 前二条に定めるもののほか、国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都市再生緊急整備地域における市街地の整備のために必要な施策を重点的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携)

第十八条の二 国及び関係地方公共団体は、特定都市再生緊急整備地域における都市の国際競争力の強化を図るために必要な施策を、産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(都市再生緊急整備協議会)

第十九条 国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長(以下「国の関係行政機関等の長」という。)は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に係る連絡調整を行ふため、都市再生緊急整備協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。

3 当該都市再生緊急整備地域における都市開発事業（当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請しなければならない。

4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5 第三項の民間事業者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対し、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬ。

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

8 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

協議会は、当該都市再生緊急整備地域における都市開発事業及び公共公益施設の整備を通じた市街地の整備の状況を勘査し、当該都市再生緊急整備地域の都市機能を補完するため必要があると認めるときは、地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する他の都市再生緊急整備地域に係る協議会に対し、その會議において、当該他の都市再生緊急整備地域における都市開発事業及びその施行に関連して必要な要となる公共公益施設の整備の実施に關し協議を行うよう求めることができる。

会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の庶務は、内閣府において処理する。前各項に定めるものほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 整備計画の作成等

(整備計画)

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市開発事業及びその施行に關連して必要な公共公益施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

ロ イに掲げる事業の施行に關連して必要な公共公益施設の整備に関する事業

三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要な公共公益施設の整備等の推進に關し必要な事項

五 第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体としての整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前

4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関するものとする。

5 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者（都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合については、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第六節において同じ。）又は市町村をいう。以下の節において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。）に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。）又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者（第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者であるものに限る。）及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

第一項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国際会議場施設その他の都市の国際競争力の強化に資するものとして国土交通省令で定める施設（第三十条において「国際競争力強化施設」という。）の整備に関する事項を記載することができる。

第二項第二号ロに掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。）を熱源とする熱を利用するため設備を有する熱供給施設（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。）その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。）に協議し、その同意を得なければならぬ。

協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。

（整備計画に記載された事業の実施）

第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施

第十九条の四 整備計画に從つた都市計画の案の作成等

（整備計画に從つた都市計画の案の作成等）

第十九条の五 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該整備計画に従つて当該都市計画の案を作成して、同条第六項の期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。）

第二項若しくは第三項に定める事項のほか、当

該整備計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認とみなされるものと含む。）の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着

6
許可事業者については、下水道法第二十四条第一項の許可を受けた者とみなして、同法第三十八条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「この法律の規定」とあるのは、「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第一項若しくは第三項の規定」と、同条第一項第一号の中「又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定」とあるのは「若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第一項第一号の規定」と読み替へる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可があつたものとみなす。
(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業(同項に規定する民間都市再生事業計画を作成し、つづいて、二回目)

二 第一項に規定する整備計画（当該都道府県又は市町村の長が同条第三項の同意をしたものに限る。）が作成されたことにより」とする。

（都市計画決定権者は、都市計画の見直しについて、又は第十三条第一項第二十号に規定する政
府が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは第十三条第一項第二十号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条の規定による整備計画（当該都道府県又は市町村の長が同条第三項の同意をしたものに限る。）が作成されたことにより」とする。

手しているときは、この限りでない
(公共下水道の排水施設からの下水の取水等)
第十九条の七 整備計画に記載された第十九条の二第九項に規定する事業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許

法第十九条の七第三項若しくは第五項の規定とする。
許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条の規定は適用しない。

されているものには限る)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとする

いての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

可を受けて、公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下この条において同じ。）の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）に接続設備（公共下水道の排水施設と第十九条の二第三項に規定する設備とを接続する設備をいう。以下この条において同じ。）を設け、当該接続設備により当該公共下水道の排水施設から下水を取り水し、及び当該公共下水道の排水施設に当該下水を流入させることができる。

(開発許可の特例)
第十九条の八 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定める

ときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならぬ。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条

(都市再生駐車施設配置計画)
成等
第十九条の十三 協議会は、都市再生緊急整備地域内の区域について、商業施設・業務施設その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途の施設の集積の状況、当該施設の周辺における道路の交通の状況、公共交通機関の利用の状況その他の事情を勘案し、一般駐車施設(駐車施設(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二十条第一項に規定する駐車施設をい

2 公共下水道管理者は前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が政令で定める基準を参考して条例で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者（以下この条において

2 ところにより、あらかじめ 同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第一項の規定によつて公表されたときは、当該公表の日に当該事項

の第一項第二号イに掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第一種市街地再開発事業（同法第七条の九第一項の規準又は規約及び事業計画が定められているものに限り、かつ、同法第七条の十一又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得

う。以下同じ。)のうち人の運送の用に供する自動車の駐車を主たる目的とするものをいう。荷さばき駐車施設(駐車施設のうち貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸を中心とする目的とするもの)をいう。)その他の駐車施設の重複(ここでは直角交叉と直角より位置を定め)。

4
て「許可事業者」という。は、当該許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水管管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

(土地区画整理事業の認可の特例)

2 前項の規定による同意を得た事項が記載され
られて いるものに限る。) に関する事項を記載
しようとするときは、国土交通省令で定めると
ころにより、あらかじめ、同法第七条の九第一
項の認可の権限を有する者に協議し、その同意
を得ることができる。

車旅記の種類ことは駆車旅記を通じた位置づけで、規模で配置することが当該都市再生緊急整備地域の都市機能の増進を図るために必要である（と認めるときは、地域整備方針に基づき、駐車施設の種類ごとの配置に関する計画（以下「都市再生駐車施設配置計画」という。）を作成する。

項の許可について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項」と、同条中「許可又は承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

許可事業者は第一項の許可（第三項の許可を含む。）を受けて公共下水道の排水施設に流水を含む。）

(第一百十九号)による土地区画整理事業(同法第四条第一項の規定又は規約及び事業計画が定められているものに限り、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあつては、当該承認又は当該同意が得られているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところによ

た整備計画が第十九条の二第一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があつたものとみなす。
(都市計画の変更の特例等)

2 とができる。
都市再生駐車施設配置計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

べき駐車施設の種類並びに当該種類ごとの駐車施設の位置及び規模に関する事項

都市再生駐車施設配置計画においては、前項
不二号の駐車施設の位置については計画区域に
ける安全かつ円滑な交通が確保されるよう
に、同号の駐車施設の規模については計画区域
における駐車施設の種類ごとの需要が適切に充

されるように定めるものとする。
都市再生駐車施設配置計画は、国・関係行政機関等の長の全員の合意により作成するものとす
る。

協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

第二項から前項までの規定は、都市再生駐車設置計画の変更について準用する。

（計画・駐車場の変更について準用する）
駐車施設の附置に係る駐車場法の特例

若しくは区域又は同条第二項の地区の区域

に限る。) 内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十一条の二第一項の規定の適用に

いては、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の計画区

(都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。)区域内にて、「三の建築物又は二の建築物

区域内は」と「その建築物又はその建築物敷地内に」とあるのは「都市再生駐車施設配

該配置計画をいう。以下同じ。)に記載された
条第二項第二号に掲げる事項の内容に即し

「」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若

「区域内的」と、同条第二項中「地区内」と
るのは「地区的の計画区域の区域内」と、同

及び同法第二十条の二第一項中「その建築物はその建築物の敷地内に」とあるのは「都市

生駆車施設配置計画に記載された都市再生特措法第十九条の十三第二項第二号に掲げるる

地区若しくは地域内又は同条第一項の地区

「区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあるのは「計画区域の」及び「地区内の」とあるのは「計画区域の

第四節 都市再生安全確保計画の作成等 「域内の」とする。

都市再生安全確保計画（**九条の十五**）協議会は、地域整備方針に基づく、都市再生緊急整備地域について、大規模な

地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路（以下「退避経路」という。）、一定期間退避するための施設（以下「退避施設」という。）を備蓄庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）その他、他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市再生安全確保施設の整備を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

二 都市開発事業の施行に関する事項

三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項

四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十八第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項

五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

3 都市再生安全確保計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都市再生安全確保計画は、国との関係行政機関等の長及び第二項第二号、第四号又は第五号に規定する事業又は事務の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとす。

5 協議会は、都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二項から前項までの規定は、都市再生安全確保計画の変更について準用する。
(都市再生安全確保計画に記載された事業等の実施)
第十九条の十六 都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならない。

は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。）が建築される場合又は同条第二項若しくは同法第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の二第一項に規定する場合におけるものに限る。）に関する事項を記載しよとするとときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得ることができること。

第一項又は前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項の同意を得た事項に係る事業の実施主体に対する建築基準法第六条第一項若しくは第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付又は前項の同意を得た事項に係る建築物についての同法第八十六条第一項若しくは第八十七条の八第一項若しくは第八十六号の二、第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による認定があつたもののみなす。

（建築物の耐震改修の計画の認定の特例）

第十九条の十八 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、所管行政庁（建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第三項に規定する所管行政庁をいう。次項において同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第四項及び第五項の規定は、所管行政庁が前項の同意をしようとする場合について準用する。

掲げる事項に係る建築物については、都市再生安全確保施設である備蓄倉庫その他これに類する部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項、第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項、第六十八条第三項及び第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

3 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫その他これに類する部分を有するものに限る。）の建築等に関する事項が記載される都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る建築物についての第一項の規定による認定があつたものとみなす。

第十九条の二十 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号に掲げる事項として都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）に設けられる都市再生安全確保施設で政令で定めるものの整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者（同法第五

2 当該都市再生事業計画に基づく都巿公園の占用についての許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第二十条 都市再生緊急整備地域開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下の節において「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業区域の位置及び面積

二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得た事項（民間都市再生事業計画の認定基準等）

四 工事着手の時期及び事業施行期間

五 用地取得計画

六 資金計画

七 その他の国土交通省令で定める事項

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下この節において「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る申請が民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 当該都市再生事業が、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。

二 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

第一条に規定する公園管理者をいう。以下同じ）に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生安全確保計画に基づく都巿公園の占用についての許可の申請があつた場合は、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第五節 民間都市再生事業計画の認定等（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条

都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下の節において「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

第二十一条

2 民間都市再生事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業区域の位置及び面積

二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得た事項（民間都市再生事業計画の認定基準等）

四 工事着手の時期及び事業施行期間

五 用地取得計画

六 資金計画

七 その他の国土交通省令で定める事項

第二十二条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による申請を受理した日から二月以内（当該申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日から一月以内）において速やかに、計画の認定に関する処分を行わなければならない。

2 前条第二項又は第三項の規定により意見を聴かれた者は、国土交通大臣が前項の処理期間中に計画の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに意見の申出を行わなければならぬ。

（計画の認定の通知）

第二十三条 国土交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に通知するとともに、計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、事業施行期間、事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十四条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間都市再生事業計画（以下「認定計画」といいう。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合について準用す

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取

得計画が、当該都市再生事業を迅速かつ確実に遂行するため適切なものであること。

第二十五条

国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画（認定計画の変更があつたとき

は、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都

市再生事業（以下「認定事業」という。）の施

行の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第二十六条 認定事業者の一般承継人又は認定事

業者から認定計画に係る事業区域内の土地の所

有権その他当該認定事業の施行に必要な権原を

取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、

当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第二十七条 国土交通大臣は、認定事業者が認定計画に従つて認定事業を施行していないと認め

るときは、当該認定事業者に対し、相当の期間

を定めて、その改善に必要な措置を命ずること

ができる。

（計画の認定の取消し）

第二十八条 国土交通大臣は、認定事業者が前条

の規定による处分に違反したときは、計画の認

定を取り消すことができる。

（計画の認定の取消し）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第

四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開

法第十四条の八第一項の規定により国土交通大

臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者

による都市再生事業を推進するため、国土交通

大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行つこ

とができる。

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十四条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間都市再生事業計画（以下「認定計画」とい

う。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変

更を除く。）をしようとするときは、国土交通

大臣の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合について準用す

る。

一 第三十六条第一項の規定による都市再生特
別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する
用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する
都市計画

三 密集市街地における防災街区の整備の促進
に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。)第三十一条
第一項の規定による特定防災街区整備地区
に関する都市計画

四 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区
計画であつてその区域の全部に同法第十二条
の五第三項に規定する再開発等促進区又は
同条第四項に規定する開発整備促進区を定め
るものに関する都市計画

五 都市再開発法による市街地再開発事業(以
下「市街地再開発事業」という。)に関する
都市計画

六 密集市街地整備法による防災街区整備事業
(以下「防災街区整備事業」という。)に関する
都市計画

七 土地区画整理法による土地区画整理事業
(以下「土地区画整理事業」という。)に関する
都市計画

八 都市施設で政令で定めるものに関する都市
計画

九 その他政令で定める都市計画

一 前項の規定による提案(以下「計画提案」と
いう。)は、当該都市再生事業等に係る土地の
全部又は一部を含む一団の土地の区域について、
次に掲げるところに従つて、国土交通省令
で定めるところにより行うものとする。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容
が、都市計画法第十三条その他の法令の規定
に基づく都市計画に関する基準に適合するも
のであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象
となる土地(国又は地方公共団体の所有して
いる土地で公共施設の用に供されているもの
を除く。以下この条において同じ。)の区域
内の土地について所有権又は建物の所有を目

的とする対抗要件を備えた地上権若しくは質借権・臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。(以下この条において「借地権」という。)を有する者の三分の一以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積との合計の三分の一以上となる場合に限る。)を得ていること。

三 当該計画提案に係る都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十号)第二条第四項に規定する対象事業に該当するものであるときは、同法第二十七条に規定する公告を行つてゐること。

前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ(一とみなし)、同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意した者の数とみなし、当該土地の地積に同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意した者が所有する土地の地積又は同意した者が有する借地権の目的となつてゐる土地の地積とみなす。

(計画提案に対する都市計画決定権者の判断等)

第三十八条 都市計画決定権者は、計画提案が行われたときは、速やかに、計画提案を踏まえた都市計画(計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。)の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第三十九条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。)の決定又は変更をしてよとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項(これらの規定を同法第二十二条第二項において

（都市計画の素案を提出しなければならない。
（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

第四十条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けていたときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）に通知しなければならない。

第二 都市計画決定権者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間）

第四十一条 都市計画決定権者は、計画提案が行われた日から六ヶ月以内に、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は前条第一項の規定による通知をするものとする。

第二 都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合には、同項の処理期間中に、当該計画提案をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

第三 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更について、都市計画法第十八条第一項又は第三項その他の法令の規定により意見を聽かれることは協議を受けた者は、都市計画決定権者が第一項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができるよう、速やかに意見の申出又は協議を行わなければならない。

第三款 都市再生事業等に係る認可等の特例

項」とあるのは「第四十五条の十四第一項」と読み替えるものとする。

建築主事又は建築副主事を置かない市町村の市町村長は、退避施設協定について前項において準用する第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事に協議しをしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、前項において準用する第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可をしようとするときは、前項において準用する第四十五条の三第二項(前項において準用する第四十五条の五第一項の規定による項(前項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書を添えて協議するものとする。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第四十五条の十五 地方公共団体は、都市再生安

全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要があると認めるときは、備蓄倉庫所有者等(当該備蓄倉庫若しくはその属する施設の所有者、これら敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。以下同じ。)との間において、管理協定を締結して当該備蓄倉庫の管理を行うことができる。

前項の規定による管理協定については、備蓄倉庫所有者等の全員の合意がなければならない。

(管理協定の内容)

第四十五条の十六 前条第一項の規定による管理協定(以下「管理協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理協定の目的となる備蓄倉庫(以下この条において「協定倉庫」という。)

二 協定施設(協定倉庫又はその属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不當に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合すること。

四 管理協定に違反した場合の措置

管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定施設(協定倉庫又はその属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不當に制限するものであること。

(管理協定の締結等)

第四十五条の十七 地方公共団体は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定め

るところにより、その旨を公告し、当該管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

(管理協定の公告等)

第四十五条の十八 地方公共団体は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定を当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第四十五条の十九 第四十五条の十五第二項、第四十五条の十六第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第四十五条の二十 第四十五条の十八(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該協定施設の備蓄倉庫所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(管理協定の変更)

第四十五条の二十一 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設協定の合意により、建築主事又は建築副主事を置かない市町村の市町村長は、非常用電気等供給施設協定について前項において準用する第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、前項において準用する第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可をしようとするときは、前項において準用する第四十五条の三第二項(前項において準用する第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書を添えて協議するものとする。

(管理協定の締結等)

第四十五条の二十二 非常用電気等供給施設協定

の合意により、建築主事又は建築副主事を置かない市町村の市町村長は、非常用電気等供給施設協定について当該協定施設の備蓄倉庫所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(管理協定の締結等)

第四十五条の二十三 都市再生整備計画に係る特別の措置

第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置

(都市再生整備計画)

第一节 都市再生整備計画の作成等

第四十六条 市町村は、単独で又は共同して、都

市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点

的に実施すべき土地の区域において、都市再生

基本方針(当該区域が都市再生緊急整備地域内

三次に掲げる非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 第一号の非常用電気等供給施設の規模

ロ 第一号の非常用電気等供給施設の制御及び作動状態の監視に関する事項

ハ その他非常用電気等供給施設の整備又は

矗結しようとするときは、国土交通省令で定め

るところにより、その旨を公告し、当該管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

3 前節(第四十五条の二第一項及び第二項を除く。)の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第四十五条の二第一項各号」と「協定区域」にとあるのは「協定区域(第四十五条の二第一項第一号の土地の区域をいう。以下この節において同じ。)」と、同項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路」のとあるのは「非常用電気等供給施設」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第四十五条の二第一項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

4 建築主事又は建築副主事を置かない市町村の市町村長は、非常用電気等供給施設協定について当該協定施設の備蓄倉庫所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

5 第一号の区域のうち、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力の向上(以下この条において「滞在の快適性等の向上」という。)のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域(以下「滞在快適性等向上区域」という。)を定める場合にあつては、そ

の区域

6 計画期間

7 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に

に関する方針

8 次の各号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に

係るものと記載するほか、必要に応じ、当該各号に定める事項を記載することができる。

9 前項第二号及び第三号に掲げる事項、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的と

にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第一百九十九条第一号イにおいて同じ。)に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画(以下「都市再生整備計画」という。)を作成することができる。

10 都市再生整備計画には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第七号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

11 公共公益施設の整備に関する事業

12 市街地再開発事業

13 防災街区整備事業

14 土地区画整理事業

15 住宅施設の整備に関する事業

16 その他国土交通省令で定める事業

17 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

18 前号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

19 市街地再開発事業

20 防災街区整備事業

21 土地区画整理事業

22 住宅施設の整備に関する事業

23 その他国土交通省令で定める事業

24 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

25 市街地再開発事業

26 交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力の向上(以下この条において「滞在の快適性等の向上」という。)のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域(以下「滞在快適性等向上区域」という。)を定める場合にあつては、そ

の区域

27 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に

に関する方針

28 次の各号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に

係るものと記載するほか、必要に応じ、当該各号に定める事項を記載することができる。

29 前項第二号及び第三号に掲げる事項、まち

づくりの推進を図る活動を行うことを目的と

する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が実施する事業等(市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に関する事項

二 前項第五号に掲げる事項を記載する場合における同項第二号から第四号までに掲げる事項滞在快適性等向上区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区域整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)又は当該滞在快適性等向上区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第二十五項及び第七十四条第一項において同じ。)(第二十八項第一号において「土地所有者等」という。)が実施する事業等であつて、次に掲げるもの(以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。)並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業(以下この条において「市町村実施事業」という。)の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等(広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備又は管理に関する事業(当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。)のうち国土交通省令で定めるものの事業と一つとなつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業

ロ 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするとき、前項第一号に掲げる事項、前項第一号に定める者の同意を得なければならぬ。市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならぬ。

一 前項第一号に掲げる事項

特定非営利活動法人等

4

イの事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業

市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするものに限る。第五十八条において「国道の新設等」といいう。であつて第五十八条第一項の規定に基づく当該市町村が行うこととされるもの(道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第四項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うる事業(以下「市町村施行国道新設等事業」といいう。)に関する事項を記載することができる。)

二 第二項第三号において「国道の新設等」といいう。であつて第五十八条第一項の規定により同条第一項の指定市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うるための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)で政令で定めるものに限る。)であつて第五十八条第一項の規定により同条第一項の指定市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うるものに限る。)に掲げる事項には、国道又は都道府県の維持又は修繕(道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこ

する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が実施する事業等(市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に関する事項

二 前項第五号に掲げる事項を記載する場合における同項第二号から第四号までに掲げる事項滞在快適性等向上区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区域整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)又は当該滞在快適性等向上区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第二十五項及び第七十四条第一項において同じ。)(第二十八項第一号において「土地所有者等」という。)が実施する事業等であつて、次に掲げるもの(以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。)並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業(以下この条において「市町村実施事業」という。)の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等(広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備又は管理に関する事業(当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。)のうち国土交通省令で定めるものの事業と一つとなつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業

ロ 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするとき、前項第一号に掲げる事項、前項第一号に定める者の同意を得なければならぬ。

8

二 前項第一号に掲げる事項 当該事項に係る実施主体

五 第二項第二号イから六までに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画(都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画(同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものと除く。)で政令で定めで政令で定めるものに限る。)であつて第五十条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの(以下「市町村決定計画」)という。)及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限(以下「計画決定期限」という。)を記載することができる。

六 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

七 第二項第一号イに掲げる事業に関する事項は、国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号の一般国道をいつ。以下同じ。)若しくは都道府県道(同条第三号の都道府県をいう。以下この条において同じ。)の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物(同法第二条第二項に規定する道路の附属性物をいう。)の新設若しくは改築(いずれも同法第十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設等のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

八 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

12

九 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

十 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道府県道をいう。以下この条において同じ。)の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物(同法第二条第二項に規定する道路の附属性物をいう。)の新設若しくは改築(いずれも同法第十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設等のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項

十一 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

十二 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

二 前項第一号に掲げる事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。

三 前項第一号に掲げる事業に関する事項には、当該各号に定める事項を記載すること

ととされているもの(同法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うる事業(以下「市町村施行国道新設等事業」といいう。)に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画(都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画(同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものと除く。)で政令で定めで政令で定めるものに限る。)であつて第五十条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの(以下「市町村決定計画」という。)に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載すること

四 第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。)に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載すること

ととされているもの(同法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うる事業(以下「市町村施行国道新設等事業」といいう。)に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画(都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画(同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものと除く。)で政令で定めで政令で定めるものに限る。)であつて第五十条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの(以下「市町村決定計画」という。)に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載すること

五 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。

六 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

七 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

八 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

九 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

十 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

十一 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

十二 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

二 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

三 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

四 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

五 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

六 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

七 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

八 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

九 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

十 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

十一 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

十二 第二項第二号イ若しくは六までに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

(1) 特定公園施設（第六十二条の三第一項
「滞在快適性等向上公園施設」という。）の
設置又は管理に関する事項（次に掲げる事
項を併せて記載するものに限る。）

(1) 特定公園施設（第二十二条の三第一項）に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者が一体型事業実施主体等に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものを行う。以下同じ。）の建設に関する事項

(2) 公園利便増進施設等（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める施設等であつて、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項

(3) 都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理及び公園利便増進施設等の設置に伴い必要となるものに関する事項

(4) その他国土交通省令で定める事項

第二項第三号に掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 滞在快適性等向上区域における路外駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の配置及び規模の基準（第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）

ロ 滞在快適性等向上区域内に存する道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下このロにおいて同じ。）であつて、安全かつ円滑な歩行の確保及び当該滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の円滑な実施を図るため、駐車場の自動車の出入口（自動車の出口又は入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）の設置を制限すべきもの（以下「駐車場出入口制限道路」という。）に関する事項

(第六十二条の十一)において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模
四 第二項第三号に掲げる事項 一体型事業実施主体等が行う滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、一体型事業実施主体等に対し普通財産(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、市町村の所有に属するものに限る。(以下同じ。))を時価よりも低い対価で貸付けることその他の方法により一体型事業実施主体等に普通財産を使用させることに関する事項
市町村は、都市再生整備計画に前項第一号口に掲げる事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を載した書面を添えて、当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
前項の規定による公告があつたときは、縦覧に供された事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所と同一の場所に飲食店等を設け、又は管理しようとする者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該事項の案について、市町村に意見書を提出することができる。この場合においては、当該飲食店等の設置又は管理を自らが行うこととした場合における第十四項第二号口に掲げる事項と同様の事項の案を記載した書類を添付しなければならない。

18 項の案のとおりの事項を記載しようとするところに係るものに限る。)を受けた場合において、当該事項に基づき設置又は管理をされることとなる公園施設が都市公園法第五条第二項各号のいずれにも該当しないときは、前項の同意をしてはならない。

19 公園管理者は、第十七項の協議(同項第三号に係るものに限る。)を受けた場合において、当該事項の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をしてはならない。

20 第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所が、一体型事業実施主体等に滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所であること。

21 第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案が、当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められること。

22 市町村は、第十七項の協議(同項第四号に係るものに限る。次項において同じ。)をしようとするときは、第十六項の規定により提出された意見書等の写しを、公園管理者に提出しなければならない。

23 公園管理者は、第十七項の協議を受けた場合において、第十五項の規定により縦覧に供された事項の案及び第十六項の規定により提出された意見書等の内容を審査し、当該事項の案が当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められないとときは、第十七項の同意をしてはならない。

24 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第二項第三号に掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交通法第四条第一項の規定により公安委員会の交通規制が行われることとなる事務若しくは事業に関するするもの又は第十四項第三号イからハまでに掲げる事項、公安委員会

二 第十四項第三号ロ又はハに掲げる事項
都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十二条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）

23 第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）。以下「地域歴史的風致法」という。）第三条に規定する歴史的風致維持向上施設をいう。第六十二条の十五第一項において同じ。）の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

24 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域（都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。）のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であって、当該区域における都市開発事業の施行後（法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの並びに当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

25 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地の対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者又は第一百八十八条第一項の規定により指定された都市再生法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。）

以下同じ。)が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域内にある低未利用土地(居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。以下同じ。)であつて、その有効かつ適切な利用の促進を図るために居住者等利用施設(緑地、広場、集会場その他の都市の居住者その他の者の利用に供する施設であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備及び管理が必要となると認められるものの区域並びに当該居住者等利用施設の整備及び管理に関する事項を記載することができ

る。

再生整備計画の素案を添えなければならない。

一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又は実施しようとする者は、市町村に対し、国土交

通省令で定めるところにより、当該一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又はその効果を一層高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。

前項後段の規定は、この場合について準用する。

前二項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の内案は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならぬ。

市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載したときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

一 市町村決定計画及び計画決定期限
二 市町村決定計画及び計画決定期限
三 計画の変更について準用する。
四 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の二 第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができ

る。

この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又は実施しようとする者は、市町村に対し、国土交

通省令で定めるところにより、当該一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又はその効果を一層高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。

前項後段の規定は、この場合について準用する。

前二項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の内案は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならぬ。

市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載したときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

一 市町村決定計画及び計画決定期限
二 市町村決定計画及び計画決定期限
三 計画の変更について準用する。
四 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の二 第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができ

る。

この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又は実施しようとする者は、市町村に対し、国土交

通省令で定めるところにより、当該一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又はその効果を一層高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。

前項後段の規定は、この場合について準用する。

前二項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の内案は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならぬ。

市町村長は、都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、当該都市再生整備計画(一体型滞在快適性等向上事業に係る部分に限る。)に従い、一体型滞在快適性等向上事業を実施しなければならない。

（勧告）

第四十六条の六 市町村長は、都市再生整備計画の決定等に係る権限の移譲等

（都市計画の決定等に係る権限の移譲）

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二第一項の規定にかかるわらず、第四十六条第二十八項後段（同項第二十九

項において準用する場合を含む。）の規定によ

る同条第二十八項第二号の公告の日から計画決

定により国が補助を受けて」であるのは「都

市再生特別措置法第四十七条第二項の規定によ

る同条第二十九条の規定の適用について建設された住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良

住宅についての同法第二十九条の規定による交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三

条第三項」とあるのは「第十二条第一項中「の

補助」とあるのは「の補助（都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金（以下

この項において「都市再生交付金」という。）を充てむ。」と、「から補助」とあるのは「から補助（都市再生交付金を含む。）」と、旧公営住

宅法第十三条第三項」とする。

（報告の微収）

市町村長は、都市再生整備計画に記載された

一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、當該一体型滞在快適性等向上事業の実施を告する

施主主体に對し、当該一体型滞在快適性等向上事

業の実施の状況について報告を求めることがで

きる。

第四十六条の七 市町村長は、都市再生整備計

画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の

実施主体に對し、当該一体型滞在快適性等向上事

業の実施の状況について報告を求めることがで

きる。

（大都市住宅等供給法の特例）

第四十九条 大都市住宅等供給法第一百一条の五第一項に規定する認定事業者である市町村が第四

十七条第二項の規定による交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業（同法第二条第五号

に規定する都心共同住宅供給事業をいう。）に

該一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、當該一体型滞在快適性等向上事業の実施に関して必要があるときは、市町村に対し、資料又は情

報の提供その他必要な協力を求めることができ

る。

（第二節 交付金）

（交付金の交付等）

第四十七条 市町村は、次項の交付金を充てて都

市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非

営利活動法人等が実施する事業等に要する費用

の一部の負担を含む。次項において同じ。）を

しようとするときは、当該都市再生整備計画を

国土交通大臣に提出しなければならない。

国は、市町村に対し、前項の規定により提出

された都市再生整備計画に基づく事業等の実施

に要する経費に充てるため、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容、公共公益施

設の整備の状況その他の事業の勘案して国土交

通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の特例）

二 第二号中「第一百一条の十第一項又は第二項の規定による交付金」と、同法第一百十三条第二

二第一号中「第一百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措

置法第四十七条第二項の規定による交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」

とする。

（前条第一項又は第二項の規定による補助）とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二

項の規定による交付金」と、同法第一百十三条第二

二第一号中「第一百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措

置法第四十七条第二項の規定による交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」

とする。

（前条第一項又は第二項の規定による交付金）とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二

項の規定による交付金」と、同法第一百十三条第二

二第一号中「第一百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措

置法第四十七条第二項の規定による交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」

とする。</

の道路の占用（同法第三十二条第一項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項においては、当該指定のいすれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。）で次に掲げる要件に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するため必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しよとするとときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは、申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、「第一項中「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とす。

第五款 都市公園法の特例等

（都市公園の占用の許可の特例等）

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項又は同条第十四項第一号に定める事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可があつた場合は、当該都市公園の規定にかかるわらず、当該占有が第四十六条第十二項又は第十四項第一号

の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に關し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 第四十六条第十四項第二号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該許可の申請があつた場合においては、当該都市再生整備計画が同条第二十八項前段（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可が与えられるものと見て、当該許可を与えるものとする。

（公園施設設置管理協定）

第六十二条の三 第四十六条第十四項第二号ロに掲げる事項に係る都市公園の公園管理者は、都市再生整備計画に基づき、一体型事業実施主体等と滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する協定（以下「公園施設設置管理協定」という。）を締結するものとする。

2 公園施設設置管理協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の目的

二 滞在快適性等向上公園施設の場所

三 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の期間

四 滞在快適性等向上公園施設の構造

五 滞在快適性等向上公園施設の工事実施の方法

六 滞在快適性等向上公園施設の工事の時期

七 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理のための都市公園の使用の対価として一体型事業実施主体等が支払う使用料（第六十二条の五第三項において単に「使用料」という。）の額

八 特定公園施設の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

九 公園利用増進施設等の設置に関する事項

第六十二条の四 第二項第一号に該当すること並びに当該公園施設設置管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第二号に該当すること並びに当該公園施設設置管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第二号に該当すること並びに当該公園施設設置管理協定の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること」と読み替えるものとする。

（滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等）

3 前項第一号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

4 第六十二条の三第五項の規定による公示があったときは、協定一体型事業実施主体等以外の者は、その公示に係る同条第二項第二号の場所（前条において準用する第六十二条の三第五項の規定による公示があつたときは、その公示に係る同号の場所）については、都市公園法第五条第一項の許可の申請をすることができない。

（地位の承継）

5 公園管理者は、一体型事業実施主体等と公園施設設置管理協定を締結したときは、その締結の日並びに第二項第二号の場所及び同項第十一号の有効期間を公示しなければならない。

3 当該一体型事業実施主体等が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを。

2 当該公園施設設置管理協定の目的となる滞在快適性等向上公園施設が都市公園法第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。

1 当該一体型事業実施主体等が当該公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行つたため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

4 第六十二条の三第五項の規定による公示があったときは、協定一体型事業実施主体等以外の者は、その公示に係る同条第二項第二号の場所（前条において準用する第六十二条の三第五項の規定による公示があつたときは、その公示に係る同号の場所）については、都市公園法第五条第一項の許可の申請をすることができない。

（地位の承継）

5 公園管理者は、公園管理者の承認を受けて、当該協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位を承継することができる。

6 公園施設設置管理協定に係る滞在快適性等向上公園施設の設置基準等の特例

第六十二条の六 協定一体型事業実施主体等の一般承継人は、公園管理者の承認を受けて、当該協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位を承継することができる。

第六十二条の七 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設を設ける場合における都市公園法第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設を設ける場合」とする。

2 公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき公園利用増進施設等の設置に伴い講ずるもの（第六十二条の五第一項において「都市公園の環境の維持向上のための清掃等」という。）に関する事項

3 五第一項において「滞在快適性等向上公園施設の設置等」という。）をしなければならない。

4 公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合は、当該許可を与えなければならない。

5 第七号において「滞在快適性等向上公園施設の設置等」という。）をしなければならない。

6 公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合は、当該許可を与えなければならない。

限道路に接して設けることを制限する旨（当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。）をと、同項目「前条第一項の地区若しくは区域内又は第二項の滞在快適性等向上区域の区域内」又は第二項の滞在快適性等向上区域の区域内（地区又は地域内）とあり、及び「地区内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内」とする。

第六十二条の十三 普通財産の活用

一体型事業実施主体等は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十四項第四号に定める事項に基づき普通財産を使用することができます。この場合において、一体型事業実施主体等は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

第六十二条の十四 景観計画の策定等の提案

都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められたときは、一体型事業実施主体等は、景観法（平成十年法律第二百六十号）第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、当該滞在快適性等向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画（同法第八条第一項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならぬ。

2 景観法第十一条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十三条中「当該計画提案」とあるのは、「第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第十款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例

第六十二条の十五 国土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画（第四十

条第二十三項に規定する事項が記載されたものに限る。）の提出（第三項において「都市再生整備計画の提出」という。）に併せて地域歴史的風致法第五条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画（同条第二項第三号ロに掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事業（第四十六条第二十三項に規定する事項に係る歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項をいう。第三項において同じ。）が記載されたものに限る。）の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、当該歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

六条第二十三項に規定する事項が記載されたものに限る。）の提出（第三項において「都市再生整備計画の提出」という。）に併せて地域歴史的風致法第五条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画（同条第二項第三号ロに掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事業（第四十六条第二十三項に規定する事項に係る歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項をいう。第三項において同じ。）が記載されたものに限る。）の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、当該歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

2 文部科学大臣及び農林水産大臣が前項の規定による歴史的風致維持向上計画の写しの送付を受けたときは、当該歴史的風致維持向上計画について、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する認定の申請があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、都市再生整備計画の提出に併せて地域歴史的風致法第七条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画の変更の認定の申請（地域歴史的風致法第五条第二項第三号ロに掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項を記載する変更に係るものに限る。）があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項の規定による認定の申請」とあるのは、「第七条第一項の規定による変更の認定の申請」と読み替えるものとす。

第四節 民間都市再生整備事業計画の認定等

（民間都市再生整備事業計画の認定）

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が法令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」といいう。）を都市再生整備計画に記載された事業

と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」といいう。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備事業区域の位置及び面積

二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者工事着手の時期及び事業施行期間

四 資金計画

五 用地取得計画

六 その他国土交通省令で定める事項

七 第一項の民間事業者は、その施行する都市再生整備事業が都市の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。第4号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下の促進に資するもの（同号において「脱炭素都市再生整備事業」という。）であると認めるときは、第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請に係る民間都市再生整備事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができること。

一 緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備（緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うための設備をいう。以下同じ。）の整備に関する事業の概要及び当該緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の管理者又は管理者となるべき者

二 緑地又は緑化施設の管理の方法

三 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備に関する設備の概要及び当該再生可能エネルギーの効率的利用に資する設備その他の都市の脱炭素化に資するものとして国土交通省令で定める設備（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の整備に関する事業の概要及び当該再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者（以下この節において「公共施設の管理の内容並びに同項第四号の措置の内容が、都市の脱炭素化を図るために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）

2 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならぬ。

3 國土交通大臣は、整備事業計画の認定をするときは、あらかじめ、当該都市再生整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下この節において「公共施設の管理の内容並びに同項第四号の措置の内容が、都市の脱炭素化を図るために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

（民間都市再生整備事業計画の認定基準等）

第六十四条 国土交通大臣は、整備事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画の認定基準等

る民間都市再生整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、整備事業計画の認定をすることができる。

一 当該都市再生整備事業が、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められるること。

二 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生整備事業を都市再生整備計画に記載された事業と一体かつ確實に遂行するため適切なものであること。

四 当該都市再生整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するため必要整備計画に記載される事業と二点かつ確實に遂行するため適切なものであること。

五 民間都市再生整備事業計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該民間都市再生整備事業計画に基づき行う緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備又は管理の内容並びに同項第四号の措置の内容が、都市の脱炭素化を図るために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(都市利便増進協定の認定基準)
第七十五条 市町村長は、前条第一項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

2 けて、当該認定都市利便増進協定を締結している土地所有者等に対し、当該一体的な整備又は管理に関し必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うことができる。

前項の規定により、民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合には、民間都市開発法第十一條第一項及び第十二条中「第四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四条第一項各

も、当該一体型滞在快適性等向上事業の実施のため都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う必要があるときは、都市利便増進協定を締結し、市町村長の認定を申請することができる。この場合における第七十五条から第七十八条まで及び前条の規定の適用については、第七十五条第一号、第七十八条第一項及び前条中「土地所有者等」とあり、並びに第七十六条第

第七十八條 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第五十七条第一項に規定する業務のほか、認定都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設（民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるものに限る。）の一体的な整備又は管理を支授するため、国土交通大臣の承認を受けて、民間都市機構の行う都市利便増進協定推進支援

第八十条の二 都市再生整備計画に記載された一
切体制を在地適性等向上事業の実施主体は、土地
所有者等又は第百八十八条第一項の規定により指
定された都市再生推進法人でない場合であつて
（都市利便増進協定の認定の特例）

(協定の認定の取消し)
第七十七条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。
一 認定都市利便増進協定の内容が第七十五条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めること。
二 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行

用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進法人（都市再生特別措置法第一百八十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進法人」とする。

（国等の援助）

第七十六条 土地所有者等又は第百八十九条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定（以下「認定都市利便増進協定」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。
2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第二十五項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものないこと。

(都市利便増進協定の変更)

号に掲げる業務及び都市再生特別措置法第七十一条第一項に規定する業務」と、民間都市開発八条第二十条第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項〔都市再生特別措置法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。〕」と、「同項」とあるのは「第十一條第一項」と、同条第二号中「第十一條」とあるのは「第十一條（都市再生特別措置法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と

第一号中「第七十五条规定」とあるのは「第十九条の二の規定により読み替えて適用する第七十五条各号」と、第七十八条第二項中「第七十

• 100 •

二 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項	3 第一号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならぬ。
三 低未利用土地利用促進協定の有効期間	4 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置
四 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務	5 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区地に於ける立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。
五 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務	6 第二項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
六 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務	7 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十二条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。
七 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務	8 市町村は、立地適正化計画に第六項第三号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十二条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。
八 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務	9 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域内に於ける立地の適正化を図るために必要な事項
九 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務	10 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他の

二 第一項第一号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。	3 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
三 第一項各号に掲げる事項に基づく居住者の権利と義務	4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。
四 低未利用土地利用促進協定の認可	5 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区地に於ける立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。
第五条の四 市町村長は、前条第四項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可を受けなければならない。	6 第二項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
二 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。	7 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、公安委員会に協議しなければならない。

（低未利用土地利用促進協定の変更）	第八十条の五 第八十一条の第三項から第四項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。
第六章 立地適正化計画に係る特別の措置	第八十条の六 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集合で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例
第一节 立地適正化計画の作成等	第八十条の七 都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務を行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
（立地適正化計画）	第八十条の八 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、低未利用土地利用促進協定に基づく居住者の権利と義務の管理を行うことができる。
（国等の援助）	第八十条の九 国及び関係地方公共団体は、低未利用土地利用促進協定を締結しようとする低未利用土地の所有者等に対し、低未利用土地利用促進協定の締結に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行なうよう努めるものとする。

（立地適正化計画）	第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都巿機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下「都市再生推進法人等」とい
第一节 立地適正化計画の作成等	（立地適正化計画）
（立地適正化計画）	（立地適正化計画）
（立地適正化計画）	（立地適正化計画）
（立地適正化計画）	（立地適正化計画）

は、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

- 2 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行つたときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

- 3 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

- 4 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べることができる。

(都市計画における配慮)

- 第八十五条** 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、立地適正化計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第二節 居住誘導区域に係る特別の措置

第一款 都市計画の決定等の提案

- (特定住宅整備事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)

- 第八十六条** 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における政令で定める戸数以上の住宅の整備に関する事業（以下「特定住宅整備事業」という。）を行おうとする者は、都市計画決定権者に対し、当該特定住宅整備事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

- 2 第三十七条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる都市計画

- 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画

- 三 その他政令で定める都市計画

- 2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業等」とあるのは、「第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業」と、第四十条第一項中「者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

(特定住宅整備事業を行おうとする者による景観計画の策定等の提案)

- 第八十七条** 特定住宅整備事業を行おうとする者は、景観法第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、当該特定住宅整備事業を行つたために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができます。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

- 2 景観法第十二条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一項第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第一

- 八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業に係る土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第一款の二 宅地造成等関係行政事務

の処理に係る権限の移譲

- 第八十七条の二** 地方自治法第二百五十二条の十

- 九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第十一項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の市町村が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第十一項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の市長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事が代わって宅地造成及び特定盛土等規制法

- 第二章から第四章まで、第七章及び第八章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定

- 中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地に住宅を建設しようとするものは、施行者（同法第二条第三項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

定盛土等規制法第四条、第八条、第九条、第十一条、第十五条第一項、第十八条第四項及び第十九条第二項の規定の適用については、これらに規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第十五条第一項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域内において都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十一項に規定する宅地被害防止事業として」と

- する。
- 2 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）
- 3 事業計画の変更により新たに防災住宅建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

第一款の三 土地区画整理法の特例

(防災住宅建設区)

- 第八十七条の三** 立地適正化計画に記載された土地区画整理事業（第八十一条第十二項の規定により記載されたものに限る。）の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、湛水、津波、高潮その他のによる災害の防止又は軽減を図るために措置が講じられた又は講じられる土地（居住誘導区域内にあるものに限る。）の区域において特に住宅の建設を促進する必要があると認められる土地の区域（以下「防災住宅建設区」という。）を定めることができる。

- 2 防災住宅建設区は、施行地区において住宅の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

- (防災住宅建設区への換地の申出等)

- 第八十七条の四** 前条の規定により事業計画において防災住宅建設区が定められたときは、施行地区内の住宅の用に供する宅地（土地区画整理地区）において

- 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げた場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

- 1 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）
- 2 事業計画の変更により新たに防災住宅建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

- 3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げた場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

- 1 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）
- 2 事業計画の変更により新たに防災住宅建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地区画整理事業

- 土地区画整理事業（第八十一条第十二項の規定により記載されたものに限る。）の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、湛水、津波、高潮その他のによる災害の防止又は軽減を図るために措置が講じられた又は講じられる土地（居住誘導区域内にあるものに限る。）の区域において特に住宅の建設を促進する必要があると認められる土地の区域（以下「防災住宅建設区」という。）を定めることができる。

- 2 防災住宅建設区は、施行地区において住宅の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

- (防災住宅建設区への換地の申出等)

- 第八十七条の四** 前条の規定により事業計画において防災住宅建設区が定められたときは、施行地区内の住宅の用に供する宅地（土地区画整理地区）において

- 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 3 第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地についての所有目的とするものは、施行者（同法第二条第六項に規定する施設の運営者をいう。以下この款及び次節第二款において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画（以下「換地計画」という。）において

- 当該宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

る建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。（ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。）

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他の市町村の条例で定める行為

前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項に関する説明をし、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五款 休廃止の届出等

第一百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域内に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 市町村長は、前項の規定による届出があつた場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

第六款 特定用途誘導地区

第一百九条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域（都市計画法第八条第二項第一号に規定する協定区域が、あると認められる区域）

第七节 立地誘導促進施設協定

（立地誘導促進施設協定の締結等）

（立地誘導促進施設協定）

<p>三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（跡地等管理等協定の認可）</p> <p>第四百十二条 市町村長は、前条第四項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同一項目の認可をしなければならない。</p> <p>（跡地等管理等協定の認可）</p> <p>第五百十二条 市町村長は、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>（跡地等管理等協定の変更）</p> <p>第六百十三条 第百十一条第二項から第四項まで及び前条の規定は、跡地等管理等協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。</p> <p>（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）</p> <p>第七百四十四条 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五十五条第一項中「所有者」とあるのは、「所有者及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百十一条第一項に規定する都市再生推進法人等（以下「都市再生推進法人等」という。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは、「都市再生推進法人等」と、同法第九条中「所有者」とあるのは、「所有者又は都市再生推進法人等」とする。</p> <p>（緑地保全・緑化推進法人の業務の特例）</p> <p>第一百五十五条 都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第八十二条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第八十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>（跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等を行うこと）</p> <p>二 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条第一項第一号とあるのは、「前条第一号</p>	<p>省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（跡地等管理等協定の認可）</p> <p>第五百十二条 市町村長は、前条第四項の認可を受けるときは、あらかじめ、市町村長の認可を結する。</p> <p>（跡地等管理等協定の認可）</p> <p>第六百十二条 市町村長は、前条第三項各号の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同一項目の認可をしなければならない。</p> <p>（跡地等管理等協定の内容が、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること）</p>
--	---

<p>二 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条第一項第一号とあるのは、「前条第一号</p>	<p>号」とする。</p> <p>（景観整備機構の業務の特例）</p> <p>第一百六十六条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理等協定にに基づく跡地等の管理等を行うことができる。</p> <p>（景観法第九十五条第一項の規定による届出における業務）</p> <p>第一百七十七条 次に掲げる者は、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p>
--	--

<p>二 前項の場合においては、都市緑地法第八十三条第一項第一号とあるのは、「前条第一号</p>	<p>行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）</p> <p>（関係する公共交通事業者等（地域公共交通事業者等））</p> <p>三 関係する公共交通事業者等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号に規定する公共交通事業者等をいう。）又は関係する道路管理者、公園管理者その他の公共施設の管理者若しくは関係する公安委員会</p> <p>四 その他都市再生整備計画及びその実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理又は立地適正化計画及びその実施に関し密接な関係を有する者</p>
<p>二 次に掲げる者は、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」といいう。）を組織することができる。</p>	<p>（推進法人の業務）</p> <p>第一百七十八条 推進法人は、次に掲げる業務を行ふものとする。</p>
<p>二 次に掲げる者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。</p>	<p>一 市町村</p> <p>二 次に掲げる者に規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人</p> <p>三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構</p> <p>五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構</p> <p>六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人</p>
<p>二 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等</p> <p>（関係都道府県、独立行政法人、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間都市機構）</p> <p>二 当該都市再生整備計画の区域内において公共施設の整備若しくは管理を行い、若しくは都市開発事業を施行する民間事業者又は誘導施設若しくは誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行すること</p>	<p>一 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>二 市町村長は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>三 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>四 市町村長は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>五 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、第四十六条第二項第二号イから今までに掲げる事業（これらの事業と一緒に該申出に応じなければならないことを申し出ることができる。）を組み立て、自己を市町村協議会の構成員として加えることを申し出ができる。</p> <p>六 市町村協議会は、特に必要があると認めるときには、前項に規定する者以外の者に対しても、他必要な協力を依頼することができる。</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等</p> <p>（都市再生推進法人の指定）</p> <p>二 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる業者を構成員として加えることができる。</p> <p>八 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定めること。</p>

<p>二 前項各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等</p> <p>（都市再生推進法人の指定）</p> <p>二 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる業者を構成員として加えることができる。</p> <p>八 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定めること。</p>	<p>一 特定非営利活動法人等による前号の事業の実施に対する助成を行うこと。</p> <p>二 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業</p> <p>三 立地適正化計画に記載された跡地等の管理等区域内における跡地等の管理等に関する事業に参加すること。</p> <p>四 第一百九十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの</p> <p>五 第一百九十六条第一項の土地の区域における居住誘導区城内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの</p> <p>六 立地適正化計画に記載された居住誘導設施は、当該誘導設施の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業</p> <p>七 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は立地適正化計画に記載された跡地等の管理等区域内における跡地等の管理等に関する事業</p> <p>八 第一百九十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの</p> <p>九 第一百九十六条第一項の土地の区域における居住誘導区城内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの</p> <p>一〇 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業</p>
--	---

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号の国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

六 第四十六条第一項の土地の区域における緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

七 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置等を行うこと。

八 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。

九 低未利用土地利用促進協定に基づき居住者等利用施設の整備及び管理を行うこと。

十 跡地等管理等協定に基づき跡地等の管理等を行うこと。

十一 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に着手すること。

十二 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の実施その他の活動の許認めの広報又は行事の実施による道路若しくは都市公園の占用又は道路の使用の許可に係る申請書の経由に関する事務を行うこと。

十三 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

十四 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

十五 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

十六 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区

域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

（推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例）

五百二十条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第四号に掲げる業務（同条第三号イに掲げる事業のうち都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業及び同号ロに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供させるために同項に規定する

土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。（監督等）

五百二十二条 市町村長は、第一百九十八条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

二 市町村長は、推進法人が第一百九十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

三 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一百八十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

四 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない（民間都市機構の行う推進法人支援業務）

五百二十三条 民間都市機構は、第二十九条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第一百三条第一項に規定する業務のほか、推進法人によるその業務の円滑な実施のため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 推進法人による第一百九十八条第二号に掲げる業務（都市開発事業に係るものに限る。）の実施に対する助成を行うこと。

二 推進法人による第一百九十八条第三号に掲げる業務（都市再生整備計画に記載された滞在快適性等向上区域内における都市開発事業に係るものに限る。）の実施に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

三 推進法人に対し、その業務（民間事業者による都市開発事業に係るものに限る。）の実施に關し必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。

（民間都市機構が同項各号に定める限り度を超えて同項の規定による債券を発行することができる）

五百二十四条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）及び第七十七条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法（出資に係る業務（同号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない）

（区分経理）

五百二十五条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務（同号イに掲げる業務等に要する資金に係る債券の発行額の特例等）

五百二十六条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）及び第七十七条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法（出資に係る業務（同号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない）

（経過措置）

五百二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定めること。

（命令への委任）

五百二十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めること。

（罰則）

五百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条の九第一項又は第二項（これら

の規定を第一百六条において準用する場合を含

む。(以下この号において同じ。)の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。

三 第六十二条の十第五項の規定による市町村長の命令に違反したとき。

第四百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第百八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)
第三条 第二十条第一項の申請は、令和九年三月三十日までに限り行うことができる。

附 則 (平成一四年七月一一日法律第八五号)
抄
(施行期日)

附 則（平成一五年五月一六日法律第四
一號）抄
(施行期日)

施行する。ただし、第一条の規定（都市再生特別措置法第三十条第一項及び第四十二条第三号の改正規定を除く。）及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

附 則	
(施行期日)	〇〇号 抄
(施行期日)	附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一 〇一号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)	(罰則に関する経過措置)
(施行期日)	第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	(政令への委任)
(施行期日)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)	附 則 (平成一五年七月一六日法律第一 一九号) 抄
(施行期日)	(その他の経過措置の政令への委任)
(施行期日)	第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)の施行の日から施行する。
(施行期日)	第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)	附 則 (平成一六年三月三一日法律第一 〇号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)	一 第二条並びに附則第二条から第四条まで及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
(施行期日)	二 第三条並びに附則第五条及び第七条の規定 定 平成十六年七月一日
(施行期日)	附 則 (平成一七年四月二七日法律第三 四号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八号）抄 六号

（施行期日）

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、第七条及び第九条から第十二条までの規定

三 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第二項、第六条、第八条第二項及び第三項、第十三条第三項、第十五条第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同法第二十二条第一項及び第八十七条の二の改正規定、第二十二条中建築基準法第六条第一項の改正規定、第三条、第六条、第七条中都市再生特別措置法第五十五条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この

(政令への委任)
例による。

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条(都市再生特別措置法第二十九条第一項、第七十一条第一項第一号、附則第三条及び附則第四条の改正規定に限る。)及び附則第五条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法第三十三条第一項の規定によりその開催を求められた会議については、第一条の規定による改正後の都市再生特別措置法第三十三条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(都市再生特別措置法の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第一号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条の改正規定（同条第七項中「とくに組織されるべきは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には一削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第一百六十三条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第一百七十五条及び第一百八十六条（ボリ塩化ビフエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一号）第五百八十七条の二及び附則第十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第七十九号（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第一百一十三条、第一百一十五条、第一百一十八条の規定（布の日から起算して三月を経過した日）

百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る）、第二百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く）、第二百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く）、第二百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る）、第二百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十二条から第六十三条までの改正規定に限る）、第二百四十五条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く）、第二百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条の改正規定に限る）、第二百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る）、第二百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く）、第二百五十七条、第二百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る）、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る）、第二百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十条及び第二十九条の改正規定に限る）、第二百六十六条、第二项及び第五十六条の改正規定に限る）、第二百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る）、第二百六十九条、第二百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る）、第二百八十七条（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五

第八条 この法律の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第五項第二号」とあるのは、「同条第五項第一号」とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日前である場合には、第五百五十五条のうち、都市再生特別措置法第四十六条の改正規定中「第二項第三号イ若しくはヘ」を「第二項第二号イ若しくはヘ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条中第十四項を削除する。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（平成二六年六月一三日法律第六
九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
（施行期日）

六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第五条 行政官の处分その他の行為又は不作為こ
（経過措置の原則）

第三条 行政院の外務省の他の行政部に不徴税についての不服申立てであつてこの法律の施行前二年以内の部分その他の行為又はこの法

はされた行政の處分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
(訴訟に関する経過措置)

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経てならぬれば訴えを提起できないな

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが

他の不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないと

される場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しな、でこの法律の施行前これを提起す

提起しかけてこの深谷の旅行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起

2 この法律の規定による改正前の法律の規定 起については、なお従前の例による。

(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起

された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求

規定に、改正後行の法律の規定に、審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

を提起することができないこととされるもので、取消しの訴えの提起については、なお従前の例

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そのによる。

他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前には起きたものについては、なお従前の

(問二) 例による。 (問三) 例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
(書類に関する経過措置)

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、
なほ従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

**附 則 (平成二七年六月二六日法律第四
九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域
の自主性及び自立性を高めるための改革の推進
を図るための関係法律の整備に関する法律(平
成二十七年法律第五十号)の公布の日又はこの
法律の公布の日のいずれか遅い日から施行す
る。

**附 則 (平成二七年六月二六日法律第五
〇号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から
施行する。

**附 則 (平成二七年九月一一日法律第六
六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

**附 則 (平成二八年六月七日法律第七十二
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討

を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年五月一二日法律第二
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年四月二五日法律第二
二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月一日法律第三八
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置

法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同法第九十条及び第九十一条の改正規定、第二条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定(第一条に係る部分に限る)の施行の日前に都市再生特別措置法第八十八条第一項又は第二項の規定によりされた届出に係る行為については、当該改正規定による改正後の都市再生特別措置法第八十八条第五項の規定は、適用しない。(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律た場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一
(施行期日)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る)及び同法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭

和三十九年法律第一百六十七号の項(第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)の施行(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)の施行(政令への委任)

附 則 (令和六年五月二九日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。